



巻 頭 言

プロの消費者を目指そう

財団法人 日本植物調節剤研究協会 理事
元農林水産省大阪営林局長

真板道夫

一昨年8月末、旧畜産局のある課のOB会に
来賓として招かれた部長が「E Uはわが国をB
S E（牛海綿状脳症）の発生の危険がある国に
類しているが、全国のと畜場でと殺した牛の脳
髄などの検体を集め、罹病の実態がない旨証明
する作業をしている。近くその結果がまとまり、
あらぬ嫌疑が晴れるのも間近い」と挨拶されま
した。ところが、2週間も経たないうちに病畜
第1号が発見されました。当局は全く予想外の
事態の発生に動転したのか、対応の遅れ、公表
内容のミス等がマスコミの嘲笑のターゲットに
なりましたが、多少の混乱はあっても病畜の肉、
内臓、脳髄等が流通し、国民の健康に被害はあ
りませんでした。

しかし、国民の牛肉に対する不信感から需要
が減退し、肉用牛飼養農家は大きな打撃を受け
ました。未だその後遺症にあえいでいますが、
それよりも深刻なことは、この事件をきっかけ
として、食品に対するさまざまな偽装表示が次
々と明らかにされ、消費者に食品の安全性は勿
論のこと食品関係企業や団体のモラルに対する
不信感が広まったことです。

もともと、食品は安全であることが大前提な
のですから、日本中が飢餓状態であった戦争直
後ならいざ知らず、飽食といわれる現在、その
安全性が改めて問題にされるのは、実に嘆かわ
しいことです。

その後、食品メーカーも農業団体も責任者を
更迭し、再発防止を誓い、刑事事件として告発
された裁判も着々と進行しています。官におい
ても、昨年「B S E」法に引き続き今国会では
食品安全基本法が可決され、食品の安全性が守

られるシステムが確立されました。

しかし、問題は、消費者が「これで安心」と
評価してくれるかどうかです。確かに法律では
主務官庁が流通諸段階にチェック機能を働かせ、
違反者には罰則が課せられるのですが、官庁の
人員、予算に限界があり、取引すべてに眼を光
らせることは不可能です。ですから、B S Eの
ような衛生問題は別として、原産地や内容など
の表示については、「企業のモラル」に期待せ
ざるを得ません。ところが、消費者は、企業に
モラルがあるとなかなか信じていません。最近
は、いやという程、わが国経済界のトップが何
人も「不徳のいたすところ」と頭を下げるテレ
ビのシーンを見せられています。

「企業のモラル」が信頼できないとすれば、
食品の安全性のシステムは「絵に描いた餅」に
なるのでしょうか。私はそうは思いません。ど
んな悪徳企業であっても、すぐれた消費者の目
や舌などの五感は欺けないと思います。

かつては、どこにでもプロの消費者たる「お
ばあちゃん」がいて、食生活を豊にし、また、
安全性について種々教えてくれたものですが、
世代が交代するにつれ、主婦が素人になり、マ
スコミなどを通ずる食材選択を行うようになって
しまったことが、企業につけこむ隙をつくっ
てしまったようです。

ですから、これからの食品の安全性の確保は、
役所頼みではなく、私たち消費者ごとが積極的
に知識を増やし、プロを目指すことによって始
めて達成されるのだと思います。それは、決し
て難しいことではありません。毎日、食事とい
うトレーニングの機会があるのでから。